

<p>じめ、村と民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(5) 村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書交付の担当部局を定め、<u>住家被害の調査</u>の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、<u>応援の受入れ体制の構築</u>等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p><u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早急に実施できるよう努める。</u></p> <p><u>効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。</u></p> <p>第2項 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1. 地域住民に対する普及</p> <p>村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p>	<p>じめ、村と民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。</p> <p>(5) 村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査_____の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結_____等を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>(新規)</p> <p>第2項 防災思想・防災知識の普及</p> <p>1. 地域住民に対する普及</p> <p>村、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	----------------------------------

<p>確実に後世に伝えていくため、大規模地震災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努め、住民が<u>災害</u>教訓を伝承する取り組みを支援する。<u>また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>5. から11. (略)</p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4項 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1. ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社東白川村分区並びに<u>—NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u></p> <hr/> <p>村は、<u>行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、</u>の活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じてを</u>推進する。</p> <p>2. ボランティアの組織推進</p>	<p>確実に後世に伝えていくため、大規模地震災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう_____公開に努め、住民が<u>防災</u>教訓を伝承する取り組みを支援する。_____</p> <p>5. から11. (略)</p> <p>第3項 (略)</p> <p>第4項 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1. ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社東白川村分区並びに<u>各種</u>ボランティア団体等との<u>連携のもとに、</u></p> <hr/> <p>住民のボランティア意識の啓発（ボランティアの手引き、ポスターの配布等）及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。</p> <p>その際、ボランティアの_____活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について_____整備_____を推進する。</p> <p>(新規)</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---------------------------

<p><u>村は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。</u></p> <p>3. 災害___ボランティアの登録 <u>村の社会福祉協議会は、災害___ボランティアの登録受付を行う。</u></p> <p>___村は、<u>村社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受入れ体制づくりについて指導支援を行う。また、ボランティアの登録状況について把握しておく。</u></p> <p>なお、県社会福祉協議会の登録対象者の要件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者 (2) 及び(3)（略）</p> <p>4. ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置 村社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。 村は、ボランティアセンターの設置・運営について指導、支援する<u>とともに、運営に積極的に参画する。</u></p> <p>(2) ボランティアコーディネーターの<u>育成</u> 村社会福祉協議会は、<u>災害</u>時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターの___育成にめる。 村は、ボランティアコーディネーターの___育成につ</p>	<p>2. 災害<u>救援</u>ボランティアの登録 ___災害<u>救援</u>ボランティアの登録受付は、<u>県村社会福祉協議会が行うが、村社会福祉協議会は、受付窓口として協力する。</u></p> <p><u>また、村は、___迅速かつ円滑な___ボランティア活動を可能にするため、受入れ体制を整備しておく。</u></p> <p>なお、県社会福祉協議会の登録対象者の要件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 18歳以上で災害___ボランティア活動が可能な者 (2) 及び(3)（略）</p> <p>3. ボランティア活動の推進 (1) ボランティアセンターの設置 村社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。 村は、ボランティアセンターの設置・運営について指導、支援する___。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーターの<u>設置</u> 村社会福祉協議会は、<u>震災</u>時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを<u>設置し、その</u>育成に努める。 村は、ボランティアコーディネーターの<u>設置・</u>育成につ</p>	<p>○<u>県地域防災計画の修正を踏まえた修正</u></p> <p>○<u>県地域防災計画の修正を踏まえた修正</u></p> <p>○<u>県地域防災計画の修正を踏まえた修正</u></p> <p>○<u>県地域防災計画の修正を踏まえた修正</u></p>
--	--	---

<p>て指導、支援する。</p> <p>なお、ボランティアコーディネーターの活動内容は、次のとおりである。</p> <p>ア ボランティアと要配慮者との調整、連絡 イ ボランティア活動に関する助言、相談 ウ ボランティアの発掘、登録、あっせん等</p> <p><u>5. (略)</u></p> <p><u>6. ボランティア活動拠点の整備</u> <u>村社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点となる施設</u> <u>の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。</u></p> <p><u>7 廃棄物等にかかる連絡体制の構築</u> <u>村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家</u> <u>屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を</u> <u>構築する。また、村は、住民やNPO・ボランティア等への災</u> <u>害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、</u> <u>災害ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理） 第1項及び第2項 (略) 第3項 防災通信網の整備 (1) 防災行政無線 村は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設、及び村と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充<u>とその運用の習熟</u>に努める。 <u>また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築</u></p>	<p>いて指導、支援する。</p> <p>なお、ボランティアコーディネーターの活動内容は、次のとおりである。</p> <p>ア ボランティアと要配慮者との調整、連絡 イ ボランティア活動に関する助言、相談 ウ ボランティアの発掘、登録、あっせん等</p> <p><u>4. (略)</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第2節 迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理） 第1項及び第2項 (略) 第3項 防災通信網の整備 (1) 防災行政無線 村は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設、及び村と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充_____に努める。</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	--	---

<p><u>するよう努める。</u></p> <p>(2)から(4)まで（略）</p> <p>2. 情報収集・伝達方法の多様化</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 被災現場からの情報収集</p> <p>村は、あらかじめ被災現場に赴き情報収集にあたる職員を指名するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、<u>また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど</u>、被災現場情報等の収集に努め、併せてバイク、モーター付き自転車等の配備を図る。</p> <p>(3)及び(4) （略）</p> <p>3. 情報システムの高度化等</p> <p>村は、画像監視カメラ、<u>ヘリコプターテレビシステム</u>、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>等の画像情報収集・連絡システムの整備に努める。<u>また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。</u></p> <p>村は、<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。</p> <p>第4項（略）</p> <p>第5項 緊急輸送網の整備</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 緊急輸送道路の<u>ネットワークの確保整備</u></p>	<p>_____</p> <p>(2)から(4)まで（略）</p> <p>2. 情報収集・伝達方法の多様化</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 被災現場からの情報収集</p> <p>村は、あらかじめ被災現場に赴き情報収集にあたる職員を指名するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、_____被災現場情報等の収集に努め、併せてバイク、モーター付き自転車等の配備を図る。</p> <p>(3)及び(4) （略）</p> <p>3. 情報システムの高度化等</p> <p>村は、画像監視カメラ、_____防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）_____等の画像情報収集・連絡システムの整備に努める。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第4項（略）</p> <p>第5項 緊急輸送網の整備</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 緊急輸送道路の_____</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の</p>
--	---	--

指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することを想定した対策を検討しておく。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(※資料編・資料9-1、9-2 指定緊急避難場所)

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害は発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、村は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(※資料編・資料9-1、9-2 指定緊急避難場所)

(2) 指定避難所の指定

指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、_____相談等の支援を受けることができる体制が整備され_____

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

者が滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される

ものを指定するものとする。

村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

アからウ（略）

オ 空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

村は、指定避難所内の一般非難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

（※資料編・資料10 指定避難所）

(3) 避難所開設状況の伝達

村は、指定避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4. 及び5.（略）

6. 避難所の運営体制

村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。

7. から15.（略）

第2項 必要物資の確保対策

1. 及び2.（略）

ているもの等を指定するものとする。

村は、学校を 避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

アからウ（略）

オ 空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備

村は、一般の避難所 では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、 避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。

（※資料編・資料10 指定避難所）

(3) 避難所開設状況の伝達

村は、 避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4. 及び5.（略）

6. 避難所の運営体制

村は、 避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定する。

7. から15.（略）

第2項 必要物資の確保対策

1. 及び2.（略）

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

<p>4. (略)</p> <p>5. 外国人等に対する防災対策 (1) から (5) (略)</p> <p><u>(6)インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供</u></p> <p>第6項 (略)</p> <p>第4節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 まちの不燃化、耐震化</p> <p>1. 建築物の防災対策 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備 村は、<u>地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策 ア及びイ (略)</p> <p>ウ 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては<u>除去</u>、造り替えや生垣化等を奨励する。</p> <p>2. 及び3. (略)</p> <p>第2項 地盤の液状化対策</p>	<p>4. (略)</p> <p>5. 外国人等に対する防災対策 (1) から (5) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第6項 (略)</p> <p>第4節 地震に強いまちづくり</p> <p>第1項 まちの不燃化、耐震化</p> <p>1. 建築物の防災対策 (1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備 村は、<u>被災時に円滑な判定活動がおこなえるよう、あらかじめ判定士を対象とした検定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策 ア及びイ (略)</p> <p>ウ 村は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては_____造り替えや生垣化等を奨励する。</p> <p>2. 及び3. (略)</p> <p>第2項 地盤の液状化対策</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(4) 堤防の液状化対策</p> <p>強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、<u>水害等の複合災害</u>を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切かつ優先的に行うものとする。</p> <p>第3項及び第4項（略）</p> <p>第5項 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1. 土砂災害防止事業</p> <p>(1) から(3)まで（略）</p> <p><u>(4) 総合的な土砂対策</u></p> <p>土砂災害危険箇所、及び非常時の避難場所を記載した土砂災害危険区域図（ハザードマップ）を作成・配布するとともに、土砂災害危険箇所表示看板を設置し、地域住民に対し周知を実施する。</p> <p><u>2. ため池の整備（ダム）</u></p> <p>村は、<u>ため池のうち老朽化や耐震不足により、堤体決壊時に下流地域に洪水の発生の恐れのあるものについて、防災重点ため池等緊急度の高いものから順次堤体断面の補強や耐震化、余水吐断面の拡大及び助水施設の整備を図る。</u></p> <p>村は、<u>地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知するものとする。</u></p> <p><u>3. 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u></p>	<p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(4) 堤防の液状化対策</p> <p>強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、河川管理者は、<u>水害の二次被害</u>を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切<u> </u>に行うものとする。</p> <p>第3項及び第4項（略）</p> <p>第5項 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1. 土砂災害防止事業</p> <p>(1) から(3)まで（略）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>2. 造成地の災害防止</u></p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の</p>
---	--	--

<p>村及び防災関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。</p> <p>また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土留め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。</p> <p>更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は村の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、村は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。</p> <p>4. (略)</p> <p>第6項 ライフライン対策</p> <p>1. から6. まで (略)</p> <p>7. 電線類</p> <p><u>村等は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採を推進する。</u></p> <p>8.</p> <p>第7項 孤立対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保</p> <p>村は、<u>道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を</u></p>	<p>村及び防災関係機関は、傾斜地において土地造成が行われる場合は、土砂崩れ、擁壁の崩壊等の危険が予想されるため、土地造成業者に対し安全を図るよう指導する。</p> <p>また、既存の土地造成地にあつて、崩壊等の危険のある土留め施設等については、その危険を周知し、防災対策を確立するよう指導する。</p> <p>更に土砂災害の恐れのある区域について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、県は村の意見を聴いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特別警戒区域については、新たな住宅等の立地抑制を図り、村は警戒区域ごとに土砂災害に係る情報伝達及び警戒避難体制の整備を図り、土砂災害から住民の生命を守るよう努める。</p> <p>3. (略)</p> <p>第6項 ライフライン対策</p> <p>1. から6. まで (略)</p> <p>(新規)</p> <p>7.</p> <p>第7項 孤立対策</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 災害に強い道路網の整備</p> <p>村は、<u>採孤立予想地域に通ずる道路の防災対策</u> _____を</p>	<p>修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

3. 代替電源の確保

村及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築する。

村は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第5節 文教対策（略）

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 防災活動体制の整備

1. (略)

2. 要員の確保

アからエ (略)

オ 要員の応援体制

(2) (略)

(3) 本部長の代替職員

本部長の代替職員は、次のとおりとする

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	副村長	教育長

第2項 (略)

第5節 文教対策（略）

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 防災活動体制の整備

1. (略)

2. 要員の確保

アからエ (略)

オ 要員の応援体制

(2) (略)

(3) 本部長の代替職員

本部長の代替職員は、次のとおりとする

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
本部長	教育長	参事

第2項 (略)

○代替職員順位の変更

第3項 地震災害情報の収集・伝達

1. (略)

2. 情報の整理

村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に活かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図る。

3.

4.

第4項 通信の確保

1. 通信手段の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

村、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンク_____ (株)は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話(株)、(財)名古屋ケーブルビジョンは、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2)及び(3) (略)

2. (略)

第2節 緊急活動

第3項 地震災害情報の収集・伝達

1. (略)

(新規)

2.

3.

第4項 通信の確保

1. 通信手段の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

村及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

村、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)及びソフトバンクモバイル(株)は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

西日本電信電話(株)、(財)名古屋ケーブルビジョンは、災害時における村、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2)及び(3) (略)

2. (略)

第2節 緊急活動

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

第1項 避難対策

1. から4. まで（略）

5. 避難場所及び避難所の開設・運営(1) 避難場所及び避難所の開設場所

村は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。避難所を開設する場合には、あらかじめし施設の安全性を確認する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開放する。さらに要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染予防の観点から、避難所の収容人数を考慮して被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。村は指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開放しないものとする。

村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。（※資料編・資料9-1、2 指定緊急避難場所 資料10 指定避難所 資料11 福祉避難所）

(2) 指定避難所の周知

第1項 避難対策

1. から4. まで（略）

5. _____ 避難所の開設 _____(1) _____ 避難所の開設場所

村は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。_____

また、_____ 必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに要配慮者に _____ 配慮 _____ して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。村は _____ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。（※資料編・資料9-1、2 指定緊急避難場所 資料10 指定避難所 資料11 福祉避難所）

(2) _____ 避難所の周知

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

<p>村長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察署、自衛隊（派遣要請を行った場合のみ）等関係機関に連絡する。</p> <p>(3) 指定避難所における措置</p> <p>指定避難所における村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 被災者の収容 イ 被災者に対する給水、給食措置 ウ 負傷者に対する医療救護措置 エ 被災者に対する生活必需品の供給措置 オ その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>村は、自主防災組織、村、施設管理者の協議によりあらかじめ定められた「避難所運営マニュアル」に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。</p> <p>(4) 指定避難所の運営管理</p> <p>村は、避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>ア 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。</p> <p>イ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p>	<p>村長は、<u> </u>避難所を開設した場合は、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察署、自衛隊（派遣要請を行った場合のみ）等関係機関に連絡する。</p> <p>(3) <u> </u>避難所における措置</p> <p><u> </u>避難所における村長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>ア 被災者の収容 イ 被災者に対する給水、給食措置 ウ 負傷者に対する医療救護措置 エ 被災者に対する生活必需品の供給措置 オ その他被災状況に応じた応援救援措置</p> <p>村は、自主防災組織、村、施設管理者の協議によりあらかじめ定められた「避難所運営マニュアル」に従って運営されるよう指導する。さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努める。</p> <p>(4) <u> </u>避難所の運営管理</p> <p>村は、避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各<u> </u>避難所の適切な運営管理を行う。</p> <p>ア <u> </u>避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。</p> <p>イ <u> </u>避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

エ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

オ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の管理運営に努める。

カ 指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

キ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

ク やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による

ウ _____避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、_____トイレの設置_____状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

エ 必要に応じ、_____避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

オ _____避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による_____避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した_____避難所の_____運営に努める。

カ 収容され_____ている避難者に係る情報及び_____避難所で生活せず食事のみ受取_____に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

キ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

ク やむを得ず_____避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による

<p>巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(5) ボランティアの活用</p> <p>村は、指定避難所を開設するにあたっては、日本赤十字奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努める。</p> <p>また、ボランティアが不足する場合は、県にあっせんを要請する。</p> <p>6. から10. まで （略）</p> <p>11. 要配慮者への配慮</p> <p>村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</p> <p>村は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>12. （略）</p> <p>13. 広域一時滞在</p> <p>村が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災した村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であ</p>	<p>巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>(5) ボランティアの活用</p> <p>村は、<u> </u>避難所を開設するにあたっては、日本赤十字奉仕団、その他<u> </u>ボランティア団体の協力を得て、<u> </u>生活環境の保持等に努める。</p> <p>また、ボランティアが不足する場合は、県にあっせんを要請する。</p> <p>6. から10. まで （略）</p> <p>11. 要配慮者への配慮</p> <p>村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</p> <p>村は、避難誘導、<u> </u>避難所<u> </u>での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。<u> </u>避難所<u> </u>での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。</p> <p>12. （略）</p> <p>13. 広域一時滞在</p> <p>村が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災した村の区域外への広域的な避難及び<u> </u>応急仮設住宅等への収容が必要であ</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

<p>ると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>村は、<u>指定</u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村から<u>被災住民</u>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第2項から第4項まで（略）</p> <p>第5項 緊急輸送、交通規制対策</p> <p>1. から3. まで（略）</p> <p>4. 緊急物資の一時集積配分拠点の運用</p> <p>(1)から(2)（略）</p> <p>(3) <u>指定</u>避難場所等への輸送</p> <p><u>指定</u>避難場所等までの輸送は、原則として村が実施する。</p> <p>第6項 後方医療活動の要請</p> <p>1. 医療救護活動</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>村は必要に応じて医療機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。</p> <p><u>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン</u>は、<u>県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</u></p> <p>(6) 後方医療活動の要請</p> <p>ア 広域後方医療活動の要請</p>	<p>ると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。</p> <p>村は、<u> </u>避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村から<u>被災者</u><u> </u>を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第2項から第4項まで（略）</p> <p>第5項 緊急輸送、交通規制対策</p> <p>1. から3. まで（略）</p> <p>4. 緊急物資の一時集積配分拠点の運用</p> <p>(1)から(2)（略）</p> <p>(3) <u> </u>避難場所等への輸送</p> <p><u> </u>避難場所等までの輸送は、原則として村が実施する。</p> <p>第6項 後方医療活動の要請</p> <p>1. 医療救護活動</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請</p> <p>村は必要に応じて医療機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。</p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p>(6) 後方医療活動の要請</p> <p>ア 広域後方医療活動の要請</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

<p><u>このため</u>、孤立が予想される地域が多数存在する村の災害 応急対策では、次の優先順位をもって当たる。</p> <p>① 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施 ② 緊急物資等の輸送 ③ 道路の応急復旧による生活の確保</p> <p>1. から5. まで（略）</p> <p><u>6. その他</u> <u>村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針 により、その他の対策を実施するものとする。</u></p> <p>第10項（略） 第11項 帰宅困難者対策</p> <p>1. 住民、事業所等の啓発</p> <p>村は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始 しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極 的に広報するとともに、必要に応じて、<u>一時滞在施設</u>の確保な どの帰宅困難者等への支援を行うとともに、<u>一時滞在施設</u>の確 保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニ ーズに配慮した<u>一時滞在施設</u>の運営に努めるものとする。また、 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくこ とができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集 客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すな ど、帰宅困難者対策を行う。</p> <p>2.（略）</p> <p>第12項 応急住宅対策</p> <p>1. 住宅確保等の種別（別紙1参照） 2. 実施体制</p>	<p><u>ある。このため</u>、孤立が予想される地域が多数存在する村の災害 応急対策では、次の優先順位をもって当たる。</p> <p>① 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施 ② 緊急物資等の輸送 ③ 道路の応急復旧による生活の確保</p> <p>1. から5. まで（略）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第10項（略） 第11項 帰宅困難者対策</p> <p>1. 住民、事業所等の啓発</p> <p>村は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始 しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極 的に広報するとともに、必要に応じて、<u>滞在場所</u>の確保な どの帰宅困難者等への支援を行うとともに、<u>滞在場所</u>の確 保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニ ーズに配慮した<u>滞在場所</u>の運営に努めるものとする。また、 企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくこ とができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集 客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すな ど、帰宅困難者対策を行う。</p> <p>2.（略）</p> <p>第12項 応急住宅対策</p> <p>1. 住宅確保等の種別（別紙1参照） 2. 実施体制</p>	<p>○県地域防災計画の 修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の 修正を踏まえた修正</p>
--	--	---

<p>(5) 被災者等への広報の配慮 文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。<u>特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2. から5. まで (略)</p> <p>第2項 災害救助法の適用</p> <p>1. 制度の概要</p> <p>災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が<u>法廷受託事務</u>として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を村長が行うことができる。</p> <p>救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、<u>内閣総理大臣が定める基準に従い</u>知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁することがある。</p> <p><u>また、村は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役務分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</u></p> <p>第3項及び第4項 (略)</p>	<p>(5) 被災者等への広報の配慮 文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した広報を行う。_____</p> <p>(6) (略)</p> <p>2. から5. まで (略)</p> <p>第2項 災害救助法の適用</p> <p>1. 制度の概要</p> <p>災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が<u>国の機関</u>として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を村長が行うことができる。</p> <p>救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、_____知事が厚生労働大臣の承認を得て定めることとされており、村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、村は一時繰替支弁することがある。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第3項及び第4項 (略)</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
---	---	---

第5項 要配慮者、避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者対策

(1) 村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する

村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に定めた可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(2) (略)

2. (略)

3. 外国人対策

(1) 村は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるイン

第5項 要配慮者、避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者対策

(1) 村は、村計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

村は、村計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する

村は、避難支援等に携わる関係者として村計画に定めた可茂消防事務組合、加茂警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(2) (略)

2. (略)

(新規)

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

ターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第6項 保健衛生対策

1. 清掃

(1) ごみ、し尿処理

ア及びイ（略）

ウ 災害廃棄物の発生の備え

村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努める。

建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等に

第6項 保健衛生対策

1. 清掃

(1) ごみ、し尿処理

ア及びイ（略）

(新規)

○県地域防災計画の修正を踏まえた修正

<p>避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、<u>避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、的確かつ迅速に実施する。</u></p> <p>アからカ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>3. 及び4.（略）</p> <p>第7項 ボランティア活動</p> <p><u>村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、村主導により片付けごみの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境を配慮するものとする。</u></p> <p>1.（略）</p> <p>第4節 大規模停電対策</p> <p><u>大規模かつ長期停電が発生した場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。</u></p> <p>1. 実施内容</p> <p>(1) 広報</p> <p><u>村及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合</u></p>	<p>このため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、<u>_____</u>的確かつ迅速に実施する。</p> <p>アからカ（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>3. 及び4.（略）</p> <p>第7項 ボランティア対策</p> <p><u>大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。</u></p> <p><u>そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。</u></p> <p>1.（略）</p> <p>(新規)</p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>
--	---	---

わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。

また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報

カ その他必要な事項

(2) 応急対策

村及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携を取り、所管にかかる応急対策を実施する。

また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、村等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

村及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努める。

第4章 地震災害復旧	第4章 地震災害復旧	
<p>第1節（略）</p> <p>第2節 復旧計画</p> <p>第1項及び第2項（略）</p> <p>第3項 被災者の生活確保</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 被災者への生活再建等への支援</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）罹災証明書の交付</p> <p>村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度<u>の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、</u> <u>停滞なく住家等の程度を調査し被災者に罹災証明を交付する。</u></p> <p><u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>（5）から（7）まで（略）</p> <p>3. から10. まで（略）</p> <p>第4項 被災中小企業の振興</p> <p><u>1. 支援体制</u></p> <p><u>村は、あらかじめ商工会等と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p><u>2. 融資等の措置</u></p>	<p>第1節（略）</p> <p>第2節 復旧計画</p> <p>第1項及び第2項（略）</p> <p>第3項 被災者の生活確保</p> <p>1.（略）</p> <p>2. 被災者への生活再建等への支援</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）罹災証明書の交付</p> <p>村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度<u>を認定し、</u> <u>被災者に罹災証明を交付する。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（5）から（7）まで（略）</p> <p>3. から10. まで（略）</p> <p>第4項 被災中小企業の振興</p> <p>（新規）</p> <p><u>1. 融資等の措置</u></p>	<p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p> <p>○県地域防災計画の修正を踏まえた修正</p>

<p>第5項及び第6項（略）</p> <p>第5章 東海地震に関する事前対策（略）</p> <p>第6章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節 <u>地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</u></p> <p>第1項 <u>方針</u></p> <p>南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、村及び防災関係者は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。</p> <p>第2項 <u>実施責任者</u></p> <p>村 関係機関</p> <p>施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、第2章第4節に準ずるものとする。</p> <p>第3項 <u>実施内容</u></p> <p>施設等の整備に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。建築物、構造物等の耐震化、避難場所の整備その他の整備については、第2章第4節に準ずるものとする。</p>	<p>第5項及び第6項（略）</p> <p>第5章 東海地震に関する事前対策（略）</p> <p>第6章 南海トラフ地震に関する対策</p> <p>第1節（略）</p>	<p>○県地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画）の変更を踏まえた変更 ※以下同じ</p>
---	--	--

第3節 関係者との連携協力の確保**第1項 から第2項 （略）****第3項 帰宅困難者への対応**

- (1) 村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保等の検討を進めるものとする。
- (3) 村は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、警察、消防、交通及び民間事業者との連携の強化を図るものとする。

第4項 長周期振動対策の推進**第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時防災対応****第1項 趣旨**

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた村や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

第2節 関係者との連携協力の確保**第1項 から第2項 （略）****(新規)****第3項 長周期振動対策の推進****第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備**

~~南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、各種防災関係施設を整備するものとし、村は、これら防災施設につき期間を定め関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。~~

~~建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他の整備については、本編第2章第4節第7項「行政機関の業務継続計画」に準ずる。~~

第4節 防災訓練計画

- 1) ~~村及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の周知、関係機関及び自主防災組織との協調体制の強化等を目的として、推進地域に係る大規模な地震（南海トラフ地震）を想定した防災訓練を実施する。~~
- ~~(2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。~~
- ~~(3) 村は、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て、防災訓~~

第2項 防災対応の基本的な考え方

村は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当）や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発生時の防災対応指針（以下「村対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々等の状況に応じて地震発生に注した出きるだけ安全な行動を取る事を基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出しの確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備（非常持出品等） ・危険なとこにできるだけ近づかない など
企業	日頃からの地震への再	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認

~~練の実施を通じて、地域防災力の向上に努める。~~

~~（4）村は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県に対し必要な助言と支援を求める。~~

~~（5）村及び防災関係機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。~~

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

~~村は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。~~

1. 村職員に対する教育

~~村は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。~~

~~（1）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識~~

~~（2）地震に関する一般的な知識~~

~~（3）南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識~~

~~（4）南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割~~

~~（5）南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識~~

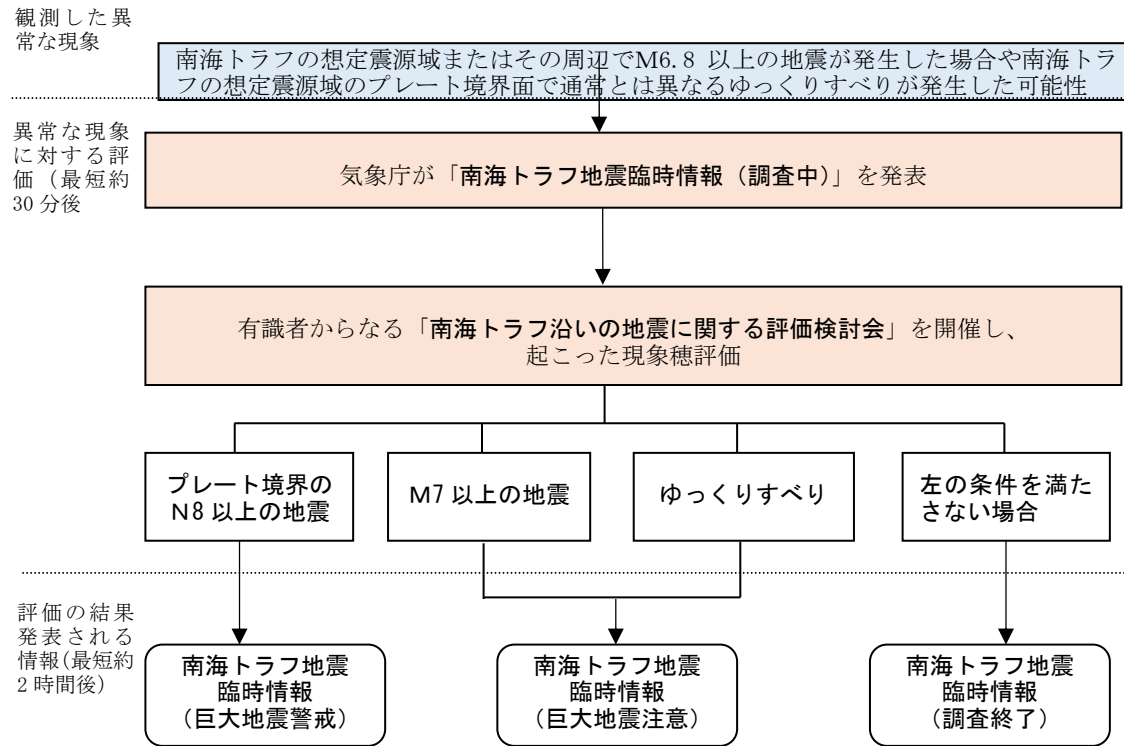
~~（6）南海トラフ地震対策として今後取り組む必要がある課題~~

2. 住民等に対する教育

~~村は、県等関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単~~

	<p>確認例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料や燃料等の備蓄の確認 ・ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・ 発災時の職員の役割分担の確認など 	<p>位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物等の活用、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。</p> <p>-(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識</p> <p>-(2) 地震等に関する一般的な知識</p> <p>-(3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とすべき行動に関する知識</p> <p>-(4) 正確な情報入手の方法</p> <p>-(5) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容</p> <p>-(6) 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</p> <p>-(7) 各地域における避難場所及び訓練経路に関する知識</p> <p>-(8) 避難生活に関する知識</p> <p>-(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</p> <p>-(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容</p> <p>3. 相談窓口の設置</p> <p>村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。</p>	
<p>第3項 南海トラフ地震臨時情報</p>				
<p>南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。</p>				
<p>○南海トラフ地震臨時情報の種類</p>				
<p>南海トラフ地震臨時情報 (調査中)</p>	<p>観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合は、または調査を継続している場合</p>			
<p>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</p>	<p>想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p>			
<p>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</p>	<p>想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>			
<p>南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)</p>	<p>「巨大地震警戒」。「巨大地震注意」のいずれも当てはまらない現象と評価した場合</p>			
<p>○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ</p>				

○南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第1項 防災対応をとるべき期間

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性

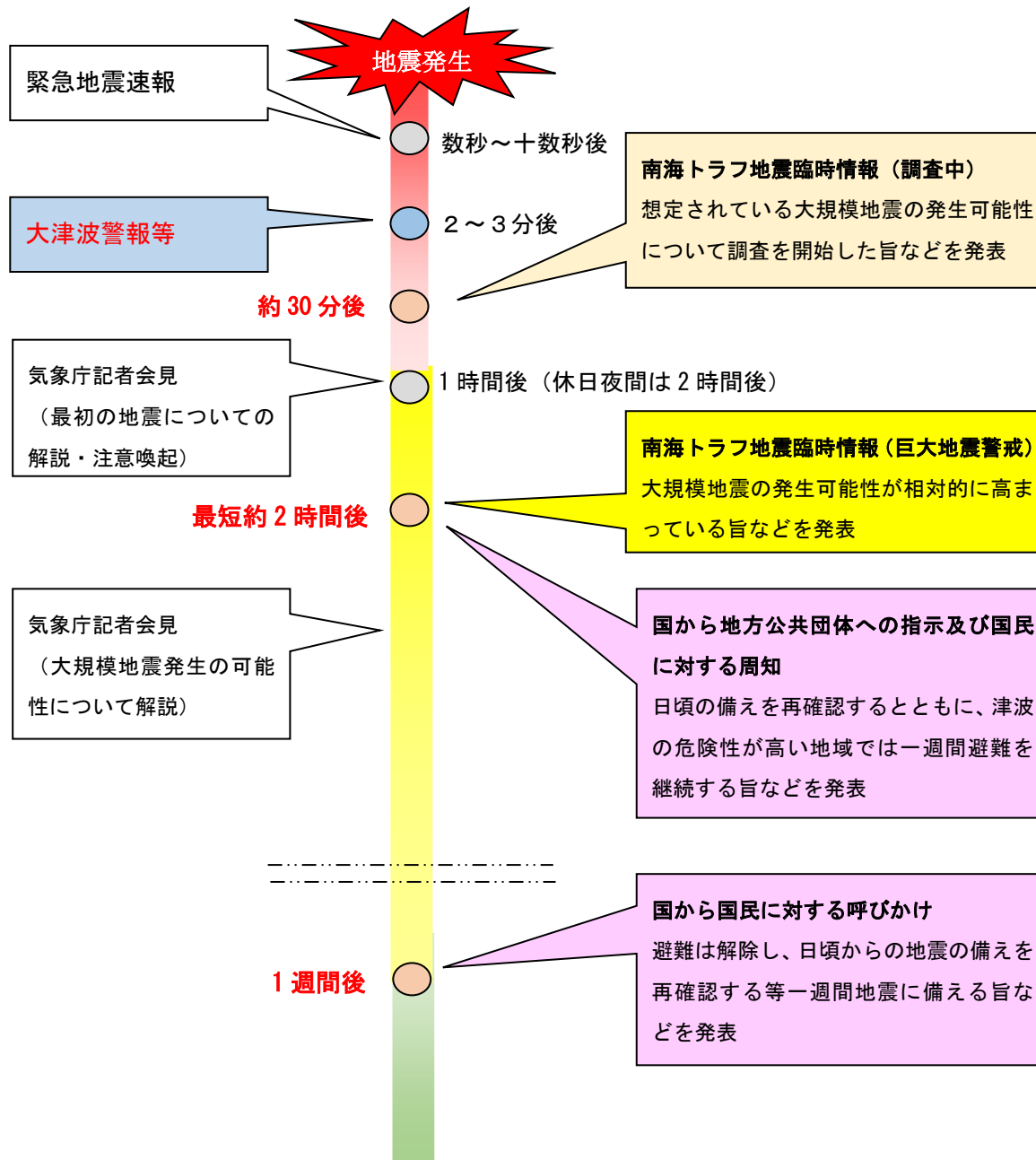
が 平常時に比べ相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）

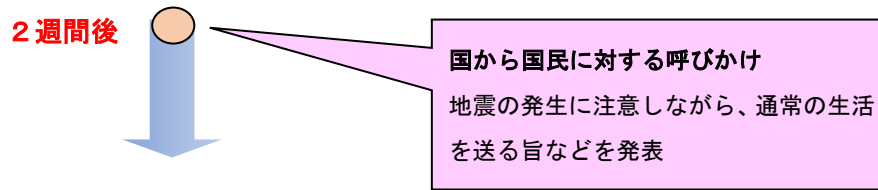
また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 k m 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

○防災対応の流れ

	M8.0 以上の地震	M7.0 以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2 時間程度	巨大地震警戒 ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間			
2 週間	巨大地震注意 ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

○巨大地震警戒対応における情報の流れ





※南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後は、随時「南海トラフ地震関連解説情報」で地震活動や地殻変動の状況を発表
 「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（国のガイドライン 参照）

第5節 南海トラフ地震臨時情報発令時の防災体制

第1項 村の体制村は、南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

○村の防災体制等

情報名	村の防災体制等
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<p>災害対策本部</p> <p>＜構成＞</p> <p>本部長：村長</p> <p>メンバー：副本部長 副村長・副本部長 教育長 各課長・消防団長・総務課職員・各課の職員1名</p> <p>＜内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認 ・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁

	<p>的に情報共有</p> <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・連絡体制の確認 ・ 所管する防災上重要な施設等の点検 ・ 地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<p>災害警戒会議</p> <p>〈構成〉</p> <p>本部長：村長</p> <p>メンバー：副本部長 副村長・副本部長 教育長 各課長・消防団長・消防副団長・総務課職員 職員全員</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ・ 各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 <p>【各部局における対応状況の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・連絡体制の確認 ・ 所管する防災上重要な施設等の点検 ・ 地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	防災担当部局は、関係部局と情報共有

第2項 運営等

災害対策本部等の組織、運営等については、本編第5章第2節「東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策」に準ずる。

第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

1. 方針

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

2. 実施責任者

岐阜气象台

県

村

防災関係機関

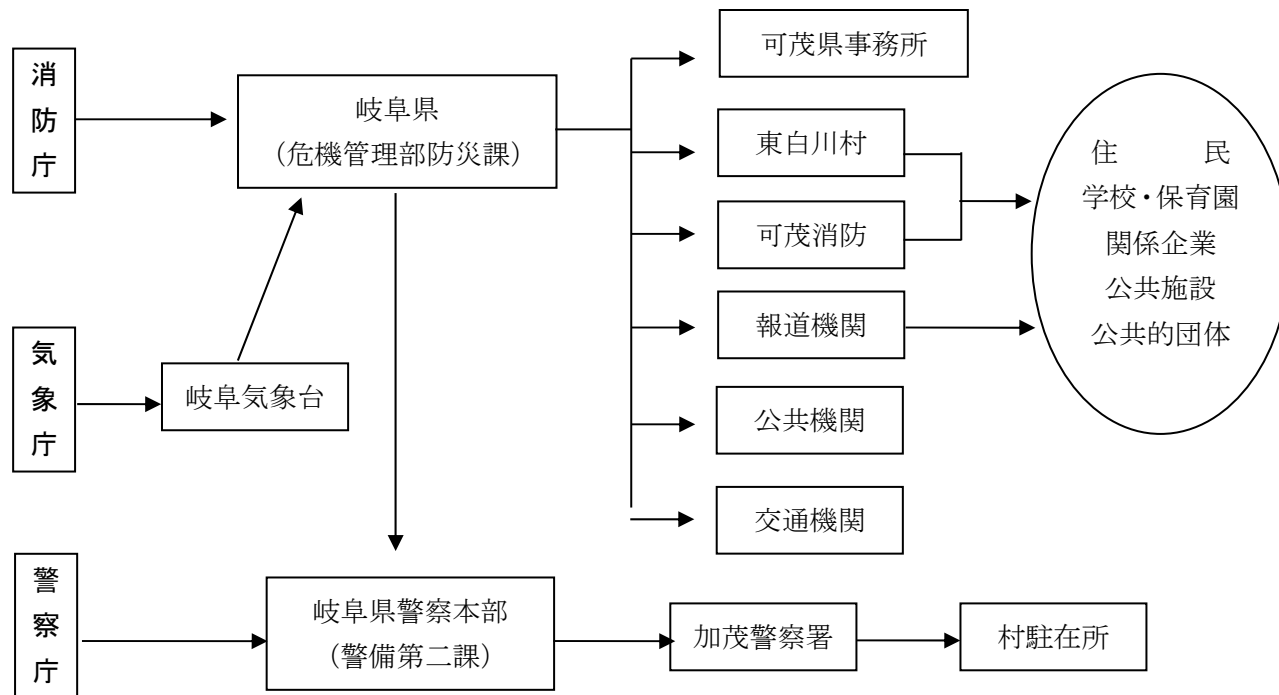
事業者

3. 実施内容

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

ア 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の村及び防災関係機関への伝達経路及び方法は下図のとおりとする。



イ 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メール（すぐメール）のほか、CATV、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に出伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

ウ 住民等への伝達内容

村は、住民等へ臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。

また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係ある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

○具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ など
	2週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの地震への備えを確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

エ 問い合わせ窓口

村は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ窓口を整備しておくものとする。

第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

第1項 避難対策

1. 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本村における災害リスクに応じ、事前の避難を促す

など適切な避難対策を講ずる。

2. 実施責任者

岐阜气象台
県
村
学校等
施設管理者

3. 実施内容

(1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記ア、イ、ウを基本とし、村は災害リスクに応じ、1週間を目処に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、村固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

ア 急傾斜地における土砂災害

村は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進にかかる法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

村は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

村は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応方針を参考に、できるだけ安全な知人・

親類宅や避難場所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

村は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃から地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

(2) 事前の避難

住民等の避難先については、知人宅や親類宅への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、村が避難所を確保するものとする。

村は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、村は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、村は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等への周知するものとする。

- ア 住民等の避難は、知人・親戚等への避難が基本であること
- イ 知人・親類等への避難が困難な避難者に対しては、村が避難所を確保すること
- ウ 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること
- エ 避難所の運営は非難者自ら行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童・生徒の保護者への引渡等安全確保措置を講じるものとする。

第1項 関係機関のとりべき措置

1. 方針

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続の対策を実施

する

2. 実施責任者

県
県警察
村
防災関係機関
学校等
施設管理者

3. 実施内容

(1) 消防機関等の活動

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点とし、その対策を定めるものとする。

県は、村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう不測の事態に備え次の必要な措置を講じるものとする。

ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ 火災発生防止、初期消火についての住民等への広報

エ 自主防災組織等の活動に対する指導

オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、国・県・市や他の水防管理団体と連絡を密にし、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、村及び水道業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給配水設備を最大限に作動させ、飲料水の供給の継続を確保するものとする。

(4) 電気

電気については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて各所における緊急貯水が必要であり、村及び水道事業者は、発災後の断水に備えて居住者等が行う貯水による水需要の増加に対応するため、浄水設備及び給排水設備を備え最大限に作動させ、飲料水の継続を確保するものとする。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保をおこなうため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、性格かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう予備掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な

情報の提供に努める。なお、放送局にあつては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

イ 滞留旅客等への対応

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

県は、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあつせん、村が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。

(10) 村自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数のものが出入りする施設

村が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、診療所及び老健、交流サロン、学校等の次の管理上の措置、体制をとるものとする。

なお、具体的な措置に内容は施設ごとに定めるものとする。

1) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - d 出火防止措置
 - e 水、食料等の備蓄
 - f 消防用設備の点検、整備
 - g 非常用発電装置、防火行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
 - h 各施設における緊急点検、巡視
- 2) 個別事項
- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 診療所及び老健においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置
 - c 保育園、小中学校等にあつては、次の掲げる事項
 - d 出火防止措置
 - ・園児、児童生徒等に対する保護の方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
 - e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ・入所者等の保護及び家族等への引継ぎの方法
 - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
- a 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(10) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
また、災害対策本部等を村が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要

請するものとする。

- ・自家発電装置、過般式発電機等による非常用電源の確保
- ・無線通信機等通信手段の確保
- ・災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

b 村推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

c 県は、村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、保有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

1. 方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。

2. 実施責任者

県
村
防災関係機関
事業者

3. 実施内容

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

村が管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第2節 防災訓練

1. 方針

南海トラフ地震における応急対策及び関係機関との調整の円滑化等を目的として、平常時から防災訓練を実施する。

2. 実施責任者

県
村
防災関係機関

3. 実施内容

(1) 防災訓練

村及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

村は、県、防災関係機関及び住民等の参加を得て行う南海トラフ地震を想定した総合訓練を実施するほか、県、防災機関と連携して、情報伝達訓練など実践的に行うものとする。

- ア 動員訓練及び本部運営訓練
- イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
- ウ 警備及び交通規制訓練

(2) 訓練の検証

村及び防災関連機関は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して速に対応できるようにマニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行うものとする。

(3) 訓練の支援

県は、村が行う自主防災組織等の参加を得て行う訓練に対し必要な助言と支援を行うものとする。

(4) その他

その他必要な事項は、第2章第3節に準ずる。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

1. 方針

村は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

2. 実施責任者

県
村
防災関係機関

3. 実施内容

(1) 村職員に対する教育

村は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要尚ある課題

(2) 住民等に対する教育

村は、県と協力して、住民等に対する教育を実施するとともに、県は村が行う住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 住民等自らが実施得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

4. 相談窓口の設置

村は、地震対策の事務上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。